

富山県警察に対する寄附の受入れについて（例規通達）

富山県警察に対する寄附の受入れについては、平成31年3月20日から下記のとおり運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

記

第1 基本的な考え方

寄附の受入れについては、その取扱いを誤った場合、県民から警察運営の公正に疑念を持たれるおそれがあることから、警察に対する寄附が、自発的で、弊害を生ずるおそれがない上、当該寄附を受け入れることが真にやむを得ない場合を除き、寄附を受け入れないものとする。

第2 寄附の受入れ手続

1 所属長は、寄附の申込みを受け、当該寄附を受け入れようとするときは、第1の基本的な考え方のもと、次に掲げる事項を調査又は確認した上、寄附受入伺（別記様式）を作成し、警務部警務課長を經由して警察本部長の承認を得ること。

(1) 寄附の目的、方法及び規模に関する事項

- ア 宣伝又は売名に用いられるおそれがないこと
- イ 不必要な寄附ではないこと
- ウ 直接又は間接を問わず、警察が表面に出て寄附を集めていないこと
- エ 名義の如何を問わず、割り当てされた寄附ではないこと
- オ 寄附の規模が必要限度を超えていないこと
- カ 寄附者の財政規模に比べて妥当な限度を超えていないこと

(2) 寄附者に関する事項

寄附者の職業、資力の程度及び各種団体の役員職を兼ねている場合はその役職名（団体の場合は、団体の種類、事業内容、財政の規模及び最近の決済期における収支の状況）

(3) 維持管理に関する事項

寄附の受入れに伴う維持管理のための経費負担

2 前記1により、警察本部長が寄附の受入れを承認した場合、寄附の申込みを受けた所属長は、警務部会計課長と所要の調整を行った上、富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）に基づき寄附の受入れ手続を執ること。

※ 別記様式省略